

安全をのせて 走りだそう!

ヘルメットOK?

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化!



茨城県警察



交通ルールを守って、 楽しく、安全に！

自転車安全利用五則

01 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路の左端に寄って通行しましょう。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。

13歳未満の子ども、
70歳以上の高齢者等は、
歩道を通行できます。

02 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守りましょう。道路を横断する際は、必ず止まって、右・左・後方の安全確認をしましょう。

自転車の交通事故は
「交差点」が最も
多くなっています。

03 夜間はライトを点灯

ライトは前を照らすだけでなく、
周囲に自分の存在を知らせます！

自転車に乗る前に
ライトが点くか
点検しましょう。

04 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間！お酒を飲んだら
運転してはいけません。

自転車運転者
講習制度の
対象となります。

05 ヘルメットを着用

自転車の交通事故で亡くなった方の
多くは、頭部を損傷しています。

頭を守る
ヘルメットを
着用しましょう。

自転車運転中の新たな罰則

自転車の酒気帯び運転 / および幫助は禁止です！

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※自転車の酒気帯び運転を幫助した者にも
罰則が適用されます。

- 自転車の提供者 → 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
- 酒類の提供者 同乗者 → 2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



自転車運転中の
ながらスマホは禁止です！

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

- 交通の危険を生じさせた場合
→ 1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

令和6年11月1日
道路交通法改正

